

日田市スポーツ激励金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の競技スポーツ活動を促進し、もって本市のスポーツ振興を図るため、九州大会以上の大会に出場する個人、団体に対し激励金を交付するとともに、全国大会以上の大会で上位の成績を収めた個人、団体に賞賜金を交付することを目的とする日田市スポーツ激励金等の交付について、日田市補助金等交付規則（平成9年規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 激励金は、九州大会、全国大会（西日本大会を含む。以下同じ。）又は国際大会に出場する次の各号に該当する個人、団体の申請に基づき交付する。ただし、日田市スポーツ少年団又は総合型地域スポーツクラブに加入している個人、団体にあつては、県大会の出場に係る申請を行うことができるものとする。

- (1) 日田市民（日田市在住者又は日田市内の高校、事業所等に在籍する者をいう。）であること。
- (2) 日田市体育協会、日田市スポーツ少年団及び総合型地域スポーツクラブに加入又は市内小中高校に在籍する個人、団体。
- (3) 県大会、九州大会、全国大会及び国際大会と勝ち進んでいった個人、団体又は上部団体の推薦若しくは標準タイムにより出場をする個人、団体。
- (4) 日本体育協会に加盟する各種団体（下部組織も含む。）が主催、共催及び後援するもの。
- (5) その他、特に市長が必要と認めたもの。

2 賞賜金は、前項に規定する全国大会、国際大会に出場した次の各号に掲げる区分に該当する個人、団体の申請に基づき交付する。

- (1) 全国大会 3位以上の成績
- (2) 国際大会 8位以上の成績

(交付金額)

第3条 激励金の額は、別表第1のとおりとする。ただし、年度間の激励金の額は、個人50,000円、団体500,000円を超えることはできない。

2 団体で大会に出場する場合の激励金の額は、当該大会で定めた競技人員の1.5倍以内を限度とし、当該大会で定めた登録人員（選手のみ）以内かつ現にその大会に参加した者を限度とする。

3 賞賜金の額は、別表第2の左欄に掲げる大会の区分に応じ、それぞれ同表の全国大会又は国際大会の欄に定める額とする。なお、団体の一員として選抜された者については、個人の額を適用し、その合計額は団体の金額を超えないものとする。

(交付申請期間)

第4条 交付申請期間は、激励金については大会開催前までとし、賞賜金については大会開催後2か月以内とする。

(交付手続)

第5条 激励金の交付を受けようとする個人、団体は、次の各号に従い教育委員会（以下「委員会」という。）に申請を行わなければならない。

- (1) 申請者が所属する体育協会の地区体育協会又は競技団体若しくは学校長を経由し申請（様式第1号）するものとする。
- (2) 申請に当たっては、地区予選及び本大会の大会要領、大会プログラム、請求書、新聞等大会出場が証明できるものを添付しなければならない。

2 賞賜金の交付を受けようとする個人、団体は、賞状や新聞報道等、その成績を証明できるものを添付し、委員会に申請（様式第2号）するものとする。

(交付決定)

第6条 前条の規定により、激励金及び賞賜金の交付申請があったときは、委員会は当該申請に係る書類を審査のうえ、交付の決定をする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	金額	備考
県大会	—	日田市スポーツ少年団又は総合型スポーツクラブについては、1,000円
九州大会	5,000円	日本中学校体育連盟主催の場合、2,000円
全国大会	15,000円	日本中学校体育連盟主催の場合、5,000円
国際大会	50,000円	

別表第2（第3条関係）

区分		個人	団体
全国大会	優勝	30,000円	90,000円
	2位	20,000円	60,000円
	3位	10,000円	30,000円
国際大会	優勝	70,000円	210,000円
	2位	50,000円	150,000円
	3位	40,000円	120,000円
	4～8位	30,000円	90,000円

様式（省略）